

山形大学小白川図書館規程

小白川キャンパス運営会議
平成 21 年 10 月 15 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人山形大学基本組織規則第 26 条第 2 項及び山形大学図書館規程第 5 条の規定に基づき、山形大学小白川図書館（以下「図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第 2 条 図書館は、学術情報の収集、整理、保存及び提供を行い、山形大学の教育研究の支援に資するとともに、広く学術の発展及び社会貢献に寄与することを目的とする。

2 図書館は、図書館の目的を達成するために必要な業務を行う。

(館長)

第 3 条 図書館に、館長を置く。

2 館長は、図書館の業務を掌理する。

3 館長は、小白川キャンパスに所在する部局の教授の中から、関係部局の意見を踏まえ小白川キャンパス長が任命する。

4 館長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(運営)

第 4 条 図書館の運営に関する重要事項は、小白川キャンパス運営会議（以下「運営会議」という。）で審議する。

第 5 条 館長は、図書館に係る専門的事項を審議するための機関を置く。

2 前項に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、館長が運営会議に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 10 月 15 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

2 この規程の施行日において、第 3 条第 3 項の規定に基づき任命される館長の任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。